

明初朝貢体制の確立と日本の位置

年 旭

The Japanese Position in the Established Process of Early Ming Tributary System

NIAN Xu

Ming's main communicative purpose with Japan always attributes to "prohibit Japanese Pirates", but by comparing the imperial edicts of the early Ming period, we can find a new probability that is Ming's main communicative purpose with Japan maybe was to make Japan submitted to Ming Dynasty, "prohibit Japanese Pirates" was only the secondary purpose. Ming took the states' submittal as the external certification of governmental orthodoxy. In this respect, Japan was a very important state. Because Japanese unyieldingness to Yuan dynasty had been portrayed as a protective attitude about "The Huayi Order". The record about Japanese King kaneyosisinnou's tribute in Hongwu 4th year maybe was a intentional description to satisfy the ertification of Ming's orthodoxy. Thereafter, the relations between Ming and Japan had developed around submittal question.

キーワード：明太祖、日本、朝貢、倭寇、日本国王、懷良

はじめに

前近代の中国における対外関係は「朝貢」や「互市」という形態を中心に周縁諸国と繋がり、相互の政治的・経済的関係を維持し、中華を中心とする国際秩序を構築してきた。その典型的な時代の一つが明代初期である。中華思想に基づいて厳密に構築した明初の「朝貢一元体制」¹⁾は、中華を中心とする国際秩序論を研究する一つ重要なモデルであり²⁾、清代にも大きな影響を与えている。

朝貢体制を構築するために、諸国の朝貢招来は不可欠なものであった。このため、明太祖朱元璋は南京で即位し、明王朝が成立すると、周辺諸国へ詔書を送り朝貢を促し、安南・高麗を初めとして占城・

1) 檀上寛『明代海禁=朝貢システムと華夷秩序』（京都大学学術出版会、2013年）。

2) 中国を中心とする東アジア国際秩序論について、隋唐時代を中心とする西嶋定生氏の「冊封体制」論や、明清時代を中心とする濱下武志氏の「朝貢（貿易）システム」論や、清代を中心とする岩井茂樹氏の「互市体制」論や上田信氏の「互市システム」論や、明代を中心とするの檀上寛氏の「天下体制」論など、多くの論議がある。

爪哇・西洋・日本などの国々が次々と招来した。このように、明初において明は諸国との国交樹立の最大の目的は朝貢招来であると考えられる。しかし、朝貢体制構築の一環である日本にとって、通説によれば、明が日本との国交を樹立する最大の目的が倭寇禁圧のためであり、懐良親王を日本国王と指名する理由も九州を制御した懐良親王の力を借りて倭寇を禁圧するためであった³⁾。それであるなら、明が日本との国交を樹立する時期に、東アジア諸国に対する普遍的朝貢招来目的と日本に対する特有の倭寇禁圧目的との間に、どちらが最大の目的であったのか、二つの目的はどのような関係があったのか。これまでの膨大な日明関係史研究は、日明関係にのみ着目し国交樹立の問題を討議したが⁴⁾、東アジアにおいて日本との交渉は明にとってどのような位置を占めたかとの問題が検討されていない。

明初において明が諸国に送った朝貢招来の詔書は、明代朝貢体制の確立を研究する基本文献であり、その詔書の一部は『明太祖実録』の中に記している。これまでの日明関係史研究は日本への詔書のみを重視し、同時期に諸国へ送られた詔書について看過されている。そこで本論文は明太祖が諸国へ送った朝貢を招来した各詔書を対比し、東アジアにおける明初朝貢体制の確立期の日本の位置を明らかにしようとするものである。

一 明初における諸国招来の詔書

洪武元年（1368）に、明太祖朱元璋は南京で即位し洪武と改元し、国内の諸制度を更新し、海外諸国へ使者を派遣し、詔書を通じて明王朝の建立を伝え、諸国の朝貢を招来した。この朝貢招来時期と諸国入貢の順番は『明実録』によって次の表1に作成した。

表1

朝貢国	初回招来	出典	次回招来	出典	三回招来	出典	初回入貢	出典
高麗	元年十二月	卷37					二年八月	卷44
安南	元年十二月	卷37					二年六月	卷43
占城	二年正月	卷38	二年二月	卷39			二年二月	卷39
爪哇	二年正月	卷38	二年二月	卷39	三年六月	卷53	三年九月	卷56
西洋	二年正月	卷38	三年六月	卷53			三年九月	卷56
日本	二年正月	卷38	二年二月	卷39	三年三月	卷50	四年十月（南朝） 七年六月（北朝）	卷68 卷90
瑣里	三年六月	卷53					五年正月	卷71
淳泥	三年八月	卷55					四年八月	卷67
真臘	三年八月	卷55					四年十一月	卷69
三仏齊	三年八月	卷55					四年九月	卷68
暹羅	三年八月	卷55					四年九月	卷68

3) 村井章介『アジアの中の中世日本』第二部、IV「日明交渉史の序幕－幕府最初の遣使にいたるまで」（校倉書房、1988年）。

4) 代表的著作として、小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』（刀江書院、1941年）；佐久間重男『日明関係史の研究』（吉川弘文館、1992年）；鄭樑生『明・日関係史の研究』（雄山閣、1985年）などがある。相関研究の集成紹介として村井章介・橋本雄・伊藤幸司・須田牧子・関周一編『日明関係史入門』（勉誠出版、2015年）がある。

琉球	五年正月	卷71				五年十二月（中山） 十三年十月（山南） 十六年十二月（山北）	卷77 卷134 卷158
緬甸	不明 （六年十一月前）	卷86	不明			二十六年三月	卷226
阿難功德	不明					七年正月	卷87
覽邦	不明					九年八月	卷108
淡巴	不明					十年七月	卷113
闍婆	不明					十一年四月	卷118
湓亨	不明					十一年十二月	卷121
百花	不明					十一年十二月	卷121
須文達那	不明					十六年十二月	卷158
八百媳婦	不明					二十一年八月	卷193

洪武元年十二月から二年正月までのほぼ一ヶ月の間に、明は高麗・安南・占城・爪哇・西洋・日本へ朝貢招来の詔書を送り、朝貢体制の構築を始めた。次の二年二月には、占城・爪哇・日本へ第二回の招来詔書を送った。高麗・安南・占城は明の詔書を受けて朝貢したが、爪哇・西洋・日本は朝貢しなかった。このため、明は三年三月に日本へ、六月に爪哇・西洋へ第三回の招来詔書を送った。同年の六月から八月の間に、明は瑣里・淳泥・真臘・三仏齊・暹羅へも初回の朝貢招来の詔書を送った。その後、五年正月に琉球へも朝貢招来の詔書を送ったが、五年正月以後におけるその他の国への遣使は全て不明である。

諸国への招来詔書について、洪武元年十二月に高麗・安南への詔書、二年二月に占城・爪哇・日本への詔書、三年三月に日本への詔書、三年六月に爪哇・西洋への詔書、五年正月に琉球への詔書のみが『明実録』の中に遺されている。この内、三年六月の爪哇及び西洋への詔書は同じ内容であるため、内容の異なる詔書は全部8種があったと言える。そこで、この8本の詔書を分類してみる前に、なぜ洪武二年正月から二年二月の間に、占城・爪哇・日本へ二回の詔書を送ったかを検討してみたい。

明は洪武二年正月に占城へ遣使したが、使節がまだ占城への途中に、占城の朝貢使が洪武二年二月に明に到着した⁵⁾。このため、太祖は洪武二年二月に占城へ送った詔書のなかに「今年二月四日に占城王の使節である虎都蛮は虎・象を持ち明へ朝貢したことで、朕は占城王の誠意を知った。しかし、虎都蛮が明へ到着する前に、朕の使節がすでに占城への途中にいる」⁶⁾と言い、占城へ送った初回の詔書の意をもとにもう一度詔書を作成して使節に交付し、占城の朝貢使の送還と共に朝貢招来の詔書をもう一度送った。このことから、占城は明の最初の朝貢国となった。しかし、太祖の「海外諸国入貢者、安南最先、高麗次之、占城又次之」⁷⁾との文言により、最初の朝貢国は安南であり、安南について高麗・占城である。このことから、洪武二年二月の占城の朝貢は恐らく本来前王朝である元朝への朝貢であり、中国に到着

5) 『明太祖実録』巻39、洪武二年二月己巳。

6) 『明太祖実録』巻39、洪武二年二月辛未。原文には「今年二月四日、虎都蛮奉虎象至、王之誠意朕已具悉。然虎都蛮未至、朕之使已在途矣」とある。

7) 『明太祖実録』巻47、洪武二年十二月壬戌。

した後に元朝の崩壊を知り、改めて明へ朝貢した。このため、太祖にとって、最初の朝貢国は占城ではなく、明の詔書を受けて洪武二年六月に朝貢した安南である。洪武二年九月に明の招来詔書を受けて朝貢した占城は第三位になる⁸⁾。

爪哇の場合も占城と類似し、洪武二年二月に爪哇への詔書の「朕は天命を奉じてすでに中国を主宰したが、遠方が恐らく知らないため、使節を派遣して爪哇王に伝える。爪哇への使節が既に出発したところに、朕は元朝への爪哇使節である捏只某丁が帰国していた途中に元朝の崩壊のため福建から南京に送られたと聞いた。捏只某丁が長年に爪哇から離れていたため、必ず故郷を懐かしく思うであろう。このため、今回は再び使節を派遣し、捏只某丁を送還する」⁹⁾と記したように、洪武二年正月に派遣された使節がまだ爪哇への途中に、太祖は南京にいる元へ朝貢した爪哇使節のことを知り、爪哇使節の送還のため使節を派遣し、爪哇への初回の朝貢招来の詔書も使節の送還と共にもう一度詔書を作り送った。

日本は爪哇・占城と違って「首命使適日本通好、舟至境内、遇賊殺殺害來使（ママ）、詔書毀溺」¹⁰⁾と記しているように、最初に日本へ遣使された使節は海賊に遭遇し、正使が殺され、詔書も海に投げられた。このため、もう一度詔書を作成し日本へ遣使する必要があった。この最初の日本遣使時期について次のような疑問がある。『明実録』には洪武二年春正月乙卯（20日）日の条に、「遣使以即位詔、諭日本・占城・爪哇・西洋諸国」¹¹⁾と記している。ついで同年二月辛未（6日）の条には、「遣呉用顔・宗魯・楊載等、使占城・爪哇・日本等国」¹²⁾と記している。両記事の間はわずか16日の差にすぎないため、同一地域に相前後して二回の使節が派遣されたとは考えがたく、同一内容を述べた記録と解釈するのが妥当である。『明実録』と違って嘉靖年間に陳建が著した『皇明通紀』巻二には「洪武元年十一月…遣使以即位、頒詔、報諭安南・占城・高麗・日本各四夷君長」と記している。また、洪武二年二月に、楊載が使節として日本へ派遣されたことは明らかであるが¹³⁾、『明史藁』巻一八二、「楊載伝」には「嘗官行人、凡再使日本還、復使琉球、皆有功、帝嘉之」と記し、楊載が二度にわたり日本に使したことをあげている。彼の日本派遣はこのとき以外に文献には見られず、二度の派遣が事実とすれば、洪武元年十一月のときであった可能性が高い。このため、初回の日本遣使時間を『皇明通紀』の洪武元年十一月と推測され、正使が楊載であったと思われる¹⁴⁾。

しかし、『皇明通紀』に記している諸国の初回入貢時期は次のように全て上記の『明実録』と一致しない。

洪武元年十二月…安南国王陳日燿、遣使朝貢。¹⁵⁾

8) 『明太祖実録』巻45、洪武二年九月丙午。

9) 『明太祖実録』巻39、洪武二年二月辛未。原文には「朕奉天命、已主中国。恐遐邇未聞、故專使報王知之。使者已行、聞王国人捏只某丁前奉使於元、還至福建而元亡、因來居京師。朕念其久離爪哇、必深懷念、今復遣人送還」とある。

10) 『大日本史料』第六編第37冊、「明国書並明使仲猷無逸尺牘」（東京大学出版会、1976年）、第349頁。

11) 『明太祖実録』巻38、洪武二年正月乙卯。

12) 『明太祖実録』巻39、洪武二年二月辛未。

13) 『明太祖実録』巻39、洪武二年二月辛未。

14) 佐久間重男『明初の日中関係をめぐる二、三の問題：洪武帝の対外政策を中心として』、『北海道大学人文科学論集』、1965年第4号。

15) 陳建『皇明通紀』巻5（中華書局、2008年）、第141頁。

洪武二年正月…高麗王王顥遣使、奉表、朝貢。¹⁶⁾

洪武二年九月…占城国王阿答阿者、遣其臣虎都蠻、来朝貢。¹⁷⁾

洪武三年八月…爪哇国・西洋・瑣里国、各遣使、来朝貢。¹⁸⁾

洪武四年八月…暹羅国王參烈昭昆牙・渤泥国王馬謨沙・三佛齊国王哈刺劄八刺蔔、各遣使臣、奉金葉表文、来朝貢。¹⁹⁾

『皇明通紀』の史料の信憑性は高くないと思われる。また洪武二年二月に日本へ派遣した使節とする楊載について、次のような記録がある。

洪武二年、余客留京師、会楊載招諭日本、自海上至。未幾、詔復往使其国。四年秋、日本奉表入貢、載以勞獲被寵賚、即又遣使流球（ママ）。²⁰⁾

洪武朝時代の儒学者である胡翰は、洪武二年に帰国した楊載と会った後に、楊載がまもなく日本へ出使し、洪武四年の秋に日本の初回入貢と共に再び帰国したと記した。これから、楊載は洪武二年二月に正使として日本へ出使し、洪武三年三月にも正使の趙秩と共に日本へ出使したことは明らかである²¹⁾。このため、楊載は洪武元年十一月あるいは洪武二年正月に日本へ派遣された使節ではないことは明らかである。

さらに、太祖は洪武二年正月と同年二月に日本へ遣使したのみならず、占城と爪哇へも遣使した。占城と爪哇への使節が途中でいたところに、太祖は両国の使節の送還と共に、同年二月にもう一度詔書を作り使節も二度派遣した。このため、洪武二年正月に日本へ派遣した使節も恐らく占城及び爪哇の状況と同じく洪武二年二月にすでに出発した。そうであるならば、洪武二年正月の遣使記録は恐らく使節の出発と共に記されたことであろう。このように、洪武二年正月と同年二月の日本遣使との間にわずか16日の差にすぎないと言っても、同じ遣使ではないと判断できる。明は初めに日本へ遣使した時間は洪武二年正月だと考えることが妥当であろう。洪武二年正月に日本へ派遣した正使は確定できないが、『明実録』に記している同年二月初めの「遣阿思蘭楊完者不花、鄧邦富、牛成、陳節等持詔、諭雲南、日本等国」²²⁾との記録により、恐らく牛成、陳節であろうと考えられる。

このように、占城・爪哇・日本の各国の理由のため、明は洪武二年正月及び同年二月に朝貢招来の詔書を三国へ二度送った。二回の詔書は全て新たに作られた詔書であるため、全体の内容に必ず微少の差異があるものの、大部の内容は恐らく最初の詔書とほぼ同じであったと考えられる。このため、『明実録』に見られる元年十二月に高麗・安南へ送った詔書と、洪武二年二月に占城・爪哇・日本へ送った詔書は、同じグループとすることができる。また、洪武三年三月に日本へ送った詔書及び六月に爪哇・西洋へ送った詔書は全て対象国が朝貢して来なかったため、再び送った詔書であったから、同じグループ

16) 陈建『皇明通紀』卷5、第143頁。

17) 陈建『皇明通紀』卷5、第154頁。

18) 陈建『皇明通紀』卷5、第167頁。

19) 陈建『皇明通紀』卷6、第184頁。

20) 胡翰『胡仲子集』卷5、贈楊載序（『文淵閣四庫全書影印本』第1229冊、台湾商務印書館、1986年）、第58頁。

21) 『明太祖実録』卷50、洪武三年三月戊午。

22) 『明太祖実録』卷39、洪武二年二月丙寅。

とすることができる。このように、五年正月の琉球への詔書を含め、『明実録』のなかに遺された詔書は次のように分けることができる。

第一グループ（創立期に送った初回の朝貢招来の詔書）：元年十二月の高麗・安南への詔書、洪武二年二月の占城・爪哇・日本への詔書。

第二グループ（対象国が朝貢しなかったため送った再度招来の詔書）：洪武三年三月の日本への詔書、洪武三年六月に爪哇・西洋への詔書。

第三グループ（初期に送った初回の朝貢招来の詔書）：洪武五年の琉球への詔書。

それでは、第一グループ及び第二グループの詔書の内部対比を通じて、どのような差異点と同様点があるか、次に検討したい。

二 洪武元年二年の詔書対比

洪武元年十二月から二年正月の間に、太祖は安南・高麗を初めとして占城・爪哇・日本へ最初の朝貢招来の詔書を送った。二年二月に、占城と爪哇使節の送還と共に、占城・爪哇への最初の詔書をもう一度作成し送った。このように、『明実録』に記している二年二月の占城・爪哇への詔書の共通点は、最初の二年正月の詔書はまた存在していたところに、もう一度作成した詔書である。このため、二年二月に占城・爪哇への詔書は、最初の二年正月の詔書と比べ省略した部分があると考えられ、対比時にも注意すべきである。占城・爪哇への詔書と違って『明実録』に記している二年二月の日本への詔書は、二年正月の日本への遣日使が海賊に殺され詔書も壊されたため、もう一度作成した詔書である。すなわち二年正月の詔書はすでに散逸し再び作った詔書である。このため、二年二月の日本への詔書は、元年十二月に高麗・安南への詔書と同じように「純粹」に最初の招来の詔書と言える。上記の考えを基に、洪武元年二年の各詔書を次のように対比してみた。

1、高麗：①自有宋失禦、天絶其祀。元非我類、入主中国、百有余年。天厭其昏淫、亦用殞絶其命、華夷擾乱、十有八年。②當群雄初起時、朕為淮右布衣、暴兵忽至、誤入其中、見其無成、憂懼弗寧。荷天地眷佑、授以文武、東渡江左、習養民之道、十有四年。其間西平漢主陳友諒、東縛吳王張士誠、南平閩粵、戡定八番。北逐胡君、肅清華夏、復我中国之旧疆。③今年正月、臣民推戴即皇帝位、定有天下之号曰大明、建元洪武。④惟四夷未報、故遣使報王知之。⑤昔我中国之君與高麗壤地相接、其王或臣或賓、蓋慕中国之風、為安生靈而已。朕雖不德、不及我中国古先哲王使四夷懷之、然不可不使天下周知余不多及。²³⁾

2、安南：⑤昔帝王之治天下、凡日月所照、無有遠近、一視同仁、故中国尊安、四方得所、非有意於臣服之也。①自元政失綱、天下兵争者十有七年、四方遐遠、信好不通。②朕肇基江左、掃群雄、定華夏。③臣民推戴、已主中国、建国号曰大明、改元洪武。頃者克平元都、疆宇大同、已承正統。④方與遠邇相安於無事、以共用太平之福、惟爾四夷君長・酋帥等遐遠未聞、故茲詔示、想宜知悉。²⁴⁾

23) 『明太祖実録』 卷37、洪武元年十二月壬辰。

24) 『明太祖実録』 卷37、洪武元年十二月壬辰。

3、日本：上帝好生、惡不仁者。①向者我中国自趙宋失馭、北夷入而據之、播胡俗以腥羶中土、華風不競凡百有、心孰不興憤。⑦自辛卯以來、中原擾擾、彼倭來寇山東、不過乘胡元之衰耳。②朕本中国之旧家、恥前王之辱、興師振旅。掃蕩胡番、宵衣旰食、垂二十年。③自去歲以來、殄絕北夷、已主中国。④惟四夷未報。⑦問者山東來奏、倭兵數寇海邊、生離人妻子、損傷物命。故修書特報正統之事、兼諭倭兵越海之由。⑤詔書到日、如臣、奉表來庭；不臣、則修兵自鬪、永安境土、以應天休。⑦如必為寇盜、朕當命舟師揚帆諸島、捕絕其徒、直抵其國、縛其王、豈不代天伐不仁者哉、惟王圖之。²⁵⁾

4、占城：朕之遣使正欲報王知之、①曩者我中国為胡人竊據百年、遂使夷狄佈滿四方、廢我中国之彝倫。②朕是以起兵討之。垂二十年、芟夷既平。③朕主中国、天下方安。④恐四夷未知、故遣使以報諸國。⑦不期王之使者先至、誠意至篤、朕甚嘉焉。今以大統曆一本、織金綺段紗羅四十匹、專人送使者歸、且諭王以道。王能奉若天道、使占城之人安於生業、王亦永保祿位、福及子孫、上帝寔鑑臨之。²⁶⁾

5、爪哇：①中国正統、胡人竊據百有餘年、綱常既隳、冠履倒置。②朕是以起兵討之。垂二十年、海內悉定。③朕奉天命、已主中国。④恐遐邇未聞、故專使報王知之。⑦使者已行、聞王國人捏只某丁、前奉使於元、還至福建而元亡、因來居京師。朕念其久離爪哇必深懷念、今復遣人送還、頒去大統曆一本、王其知正朔所在、必能奉若天道、俾爪哇之民安于生理、王亦永保祿位、福及子孫。²⁷⁾

上記の各詔書を要約すれば、次のようになるであろう。

1、高麗：①元朝は夷狄として中国を主宰し、華夷秩序を乱した。②太祖は華夷の乱に不満を持って挙兵し、長年の戦闘を経て動乱を平定し、元を駆逐し、本来の中華を恢復した。③明王朝が成立し、中国を主宰した。④四夷にまだ伝えなため、遣使して伝える。⑤高麗が中国への臣服の歴史から、今回の遣使が高麗を臣服させる意図はないとする。

2、安南：⑤中華の帝王は天下を一視同仁と愛し、臣服させる意図はない。①元の政策は秩序を乱し、天下が動乱し、中国が四方との交通をなくした。②太祖は江南から挙兵し、動乱を平定して華夏を安定させた。③太祖はすでに中国を主宰して明王朝が成立し、元を駆逐して中華の正統を継承した。④遠方との平和を守ろうとするため、四夷の王がまだこの意を知らないことにより、今回遣使する。

3、日本：①元は宋の失策に乗り、中華を占拠し、華夷秩序を混乱させた。⑥倭が元の衰微に乗じて、山東に入寇した。②太祖は中華の人であるため、元の華夷混乱に不満を持ち、長年の努力により元を駆逐した。③中国を主宰した。④今は四夷にまだ知らせていない。⑥この間に、山東の「倭兵が数度にわたり沿海に入寇し、庶民の妻と子を拉致し、命と物に損傷を与えた」との奏文を聞いた。このため、書を修して特に正統を報じ、兼ねて倭兵が海を越えて侵入した原因も質したい。⑤王は明へ臣服すれば朝貢し、臣服しなければ兵を修し国土を守る。⑥もし必ず入寇するならば、太祖は日本へ出兵する。王はこのことを理解せよ。

25) 『明太祖実録』 卷39、洪武二年二月辛未。

26) 『明太祖実録』 卷39、洪武二年二月辛未。

27) 『明太祖実録』 卷39、洪武二年二月辛未。

4、占城：①夷狄の元は中華を占拠し、華夷秩序を乱した。②太祖はこのため挙兵し、二十年の戦闘を経て夷狄の乱を平定した。③現在は中国を主宰した。④四夷が恐らくこのことを知らないため、四夷へ遣使した。⑦ところが、使節が占城に到着する前に、王の使節は明に到着した。このため今回は占城使節の送還と共に、詔書を送り、贈り物も賜う。

5、爪哇：①中華の正統は夷狄の元にみだされたため、華夷秩序が乱された。②太祖はこのため挙兵し、長年の戦闘を経て天下を平定した。③現在は天命を受け中国を主宰した。④遠方が恐らく以上のことを知らないため、今回は遣使して伝える。⑦使節が既に出発したところに、太祖は元朝に朝貢した爪哇使節の南京滞在を知り、爪哇使節の送還と共に、詔書を送り、王に贈り物を賜う。

高麗詔書を基準とすると、各詔書の各部分は次のように組み合わせることが出来る。

高麗：①②③④⑤

安南：⑤①②③④

日本：①⑥②③④⑥⑤⑥

占城：①②③④⑦

爪哇：①②③④⑦

①は元が夷狄として中国を占拠したため中国の長年の混乱を招き、華夷秩序も乱したとする。②は太祖が華夷混乱に不満を持ち挙兵し、元を駆逐して中華を恢復したとする。③は太祖がすでに中華を主宰したとする。④は上記のことを諸国にまだ伝えていないため、今回は遣使したと述べる。⑤は太祖が諸国の臣服を促す意図がなかったと述べる。⑥は倭寇のことを述べる。⑦は占城・爪哇へ詔書を再び送った理由を述べる。この内に、⑤は高麗・安南・日本への詔書と共に共通内容、⑥は日本への詔書の特有の内容、⑦は占城・爪哇への詔書の特有の内容、①②③④は各詔書の共通内容である。このように、各詔書の各部分は違う順列で組み合わせられているが、ほぼ同じ内容であると見られる。

それでは、各詔書に共有の①②③④の内容は何を表しているのか。日本詔書及び安南詔書の中に記している「正統」の文言のように、①②③④は夷狄である元の統治の正統性を否定し、元を駆逐し中華の人である太祖が成立した明朝の統治の正統性を表したものである。ところが、太祖はなぜ諸国へ送った朝貢招来の詔書に必ずこの正統性のことを表明したのか。これは明王朝の成立の過程と関係があると考えられる。元の至正十一年（1351）に白蓮教の劉福通らは宋徽宗の末裔を名乗る韓林兒を擁立し、韓林兒を小明王と称し、国号を「宋」、年号を「龍鳳」と改定し、反乱を行った。朱元璋は反乱軍に参加し、数年間の戦闘を経て有力な反元勢力になり、龍鳳十年（1364年、至正二十四年）に「呉王」と自称し王国の官制を作った²⁸⁾。龍鳳十二年（1366）に韓林兒は溺死した。朱元璋は翌年に小明王の勢力から自立し、「呉元年」²⁹⁾と改元し、韓林兒に取って代わり反元勢力の代表になった。呉元年十月に、中国の東南部を統一した明は北部の元を討伐すると決意した。この討伐前に、太祖は元朝勢力に制御された中国北部の人々に宣言した詔書の中に、元王朝と違う新王朝の統治の正統性を初めて次のように天下に示した。

齊魯・河洛・燕薊・秦晉の人々へ諭す：古代には帝王が天下を制御していた時に、中国が内に居て

28) 『明太祖実録』 卷14、甲辰年正月丙寅。

29) 『明太祖実録』 卷21、丙午年十二月己未。

夷狄を制し、夷狄が外に居て中国を奉じた。夷狄は中国に居て天下を制御することは聞いたことがない。宋崩壊の後に、北の元は夷狄として中国を主宰したが、四海内外は全て元に臣服しなかった。これは人力の原因ではなかった、天命の指示であった。…現在は胡虜を駆逐し中華を恢復し、綱紀を樹立し庶民を救う時期である。…天は必ず中華の人に命じて中国の民を主宰し、夷狄が中国を統治することはできない。私は中国が久し夷狄に乱され庶民も騷擾されたことを危惧し、群雄を率いて中国を廓清し、胡虜を駆逐し、暴乱を取り除き、人民を全て安定させ、中国の恥を濯ぐ。³⁰⁾

この詔書は「開国第一詔」³¹⁾と呼ばれ、とても重要な詔書である。太祖は詔書の中に、華夷思想によって胡虜を駆逐し中華を恢復するスローガンを初めて提出し、夷狄の元王朝と違う新王朝の中華の正統を誇示した。また「北の元は夷狄として中国を主宰したが、四海内外は全て元に臣服しなかった。これは人力の原因ではなかった、天命の指示であった」とのように、四海内外が天命の指示に従って元に臣服したことがなかったことを元の非正統の外部表現と宣言した。このため、新王朝は、自身の正統性を証明しようとするれば、四海内外の臣服が不可欠のものになる。恐らくこのため、太祖は洪武元年八月に元の首都を打破した後に³²⁾、同年十二月から積極的に海外諸国に遣使し、次のように中華の正統の恢復を諸国へ伝え、諸国の臣従入貢を促したのであろう。

皇帝は四海を廓清し、皇位に即位した。諸蛮夷へ使者を派遣し「元がすでに崩壊し、中華正統が恢復した」ことを伝える。³³⁾

この考えにより、明初における諸国へ送った朝貢招来の詔書も、必ず①②③④のように展開し、新王朝の正統性を示した。このため、日本へ送った詔書に「書を修して特に正統を報じ、兼ねて倭兵が海を越えて侵入した原因も質したい（故修書特報正統之事、兼論倭兵越海之由）」と表現した。この諸国の称臣入貢を通じて外部から新王朝の正統性を証明しようとしたことは、まさに明初において東アジア諸国に対する普遍の朝貢招来の核心であったと考えられる。

ところが、高麗・安南・日本詔書の中に、なぜ⑤のように太祖が諸国を臣服させる意図がないと示したのか。太祖は本当に諸国の臣服を促す意図がなかったのか。次の占城の朝貢後に占城へ送った詔書を見れば、そうではないことが見られる。

海外諸国入貢者、安南最先、高麗次之、占城又次之。皆能奉表称臣、合于古制、朕甚嘉焉。……爾彼此世伝已久、保土安民、上奉天道、尊事中国、爾前王必有遺訓、不待諭而知者。³⁴⁾

太祖は「明朝が朝貢招来の詔書を安南・高麗・占城に送った後に、諸国は全て表を奉じ中国に臣従し

30) 『明太祖実録』巻26、呉元年冬十月丙寅。原文には「檄諭齊魯・河洛・燕薊・秦晉之人曰：自古帝王臨禦天下、中國居内以制夷、狄夷狄居外以奉中國。未聞以夷狄居中國、治天下者也。自宋祚傾移、元以北狄、入主中國、四海内外罔不臣服。此豈人力、實乃天授。…驅逐胡虜、恢復中華、立綱陳紀、救濟斯民、今一紀於茲。…我中國之民、天必命中國之人、以安之、夷狄何得而治哉。予恐中土久汙膻腥、生民擾擾、故率群雄、奮力廓清、志在逐胡虜、除暴亂、使民皆得其所、雪中國之恥」とある。

31) 黄景源『江漢集』巻23、「論天下詔」（『韓国文集叢刊』第224冊、景仁文化社、1999年）、第470頁。

32) 『明太祖実録』巻34、洪武元年八月庚午。

33) 宋濂『宋学士全集』補遺巻2、「送無逸勤公出使還鄉省親序」（『叢書集成新編』第67冊、新文豊出版公司、1988年）、第1276頁。原文には「皇帝廓清四海、遂登大寶、遣使者播告諸蠻夷、俾知元運已革、而中夏歸於正統」とある。

34) 『明太祖実録』巻47、洪武二年十二月壬戌。

た。この形式は古制に適合し、太祖の意に添った」とし、「天道のように中国を尊奉することは朝貢国の前王から遺された遺訓のため、言わなくてもわかるべきことである」と考えた。そうであるならば、太祖は、「古制」を模倣して中国が臣従入貢の要求を明白に要求せずに諸国が中国の威徳を慕って主動的臣従することを期待していたと考えられる。このように、⑤の「臣服を促す要求がない」との表現はただ「古制」に合わせるような謙遜表現であり、本当に海外諸国の臣従を気にしなかったものではない。

諸国への詔書と比べ日本への詔書に記している⑥の倭寇禁圧の内容は特殊のものである。太祖は洪武二年正月に日本へ初回の朝貢招来使を派遣したが、二年正月月末に、倭人の山東入寇が発生したため³⁵⁾、二年二月の再び作成された朝貢招来の詔書の中に、「この間に、山東からの奏文により、倭兵が数度にわたり沿海に入寇し、庶民の妻と子を拉致し、命と物に損傷を与えたと聞いた。このため、書を修して特に正統を報じ、兼ねて倭兵が海を越えて侵入した原因も質したい（問者山東来奏、倭兵数寇海辺、生離人妻子、損傷物命。故修書特報正統之事、兼諭倭兵越海之由）」との倭寇禁圧の要求を追加された³⁶⁾。しかし、倭人の山東入寇の前に送った洪武二年正月の最初の日本朝貢招来の詔書の中には、恐らく高麗・安南への詔書のように倭寇に関する記載がなかったと思われる。倭寇禁圧は洪武二年二月に突然出来た文言であり、恐らく最初の明日交渉の核心問題ではなかったであろう。

三 洪武三年の詔書対比

洪武元年十二月から同二年二月の間に、明は高麗・安南・占城・爪哇・西洋・日本へ朝貢招来の詔書を送った後に、安南・高麗・占城が相次いで朝貢したが、西洋・日本・爪哇は朝貢しなかった。このため、太祖は洪武三年三月に日本へ、同三年六月に西洋・爪哇へ再度次のような朝貢招来の詔書を送った。西洋・爪哇への詔書は同じ詔書であった。

1、西洋・爪哇：自古為天下主者、視天地所覆載、日月所照臨、若遠若近、生人之類無不欲其安土而樂主。然必中国治安、而後四方外国來附。①近者元君妥歡帖木兒荒淫昏弱、志不在民、四方豪傑割據郡県、十去八九。②朕憫生民之塗炭、興舉義兵、攘除乱略。③天下兵民尊朕居皇帝位、国号大明、建元洪武。前年克取元都、四方以次平定。⑤其占城・安南・高麗諸国俱已朝貢。⑥今年遣將巡行北辺、始知元君已歿、獲其孫買的里八剌、封為崇礼侯。④朕仿前代帝王治理天下、惟欲中外人民咸樂其所、又慮汝等僻在遠方、未悉朕意、故遣使者往諭、咸使聞知。³⁷⁾

2、日本国王良懷：朕聞順天者昌、逆天者亡、此古今不易之定理也。粵自古昔、帝王居中国而治四夷、歴代相承、咸由斯道。①惟彼元君、本漠北胡夷、窃主中国、今已百年、汙壤彝倫、綱常失序。②由是英俊起兵、與胡相較幾二十年。③朕荷上天祖宗之佑、百神效靈、諸將用命、收海内之群雄、復前代之疆宇、即皇帝位已三年矣。⑤比嘗遣使持書飛諭四夷、高麗・安南・占城・爪哇・西洋・瑣里即能順天奉命、称臣入貢。既而西域諸種番王各獻良馬來朝、俯伏聽命。⑥北夷遠遁沙漠將及万里、

35) 『明太祖実録』 卷38、洪武二年春正月乙丑。原文には「是月、倭人入寇山東海濱郡縣、掠民男女而去」とある。

36) 『明太祖実録』 卷39、洪武二年二月辛未。

37) 『明太祖実録』 卷53、洪武三年六月戊寅。

特遣征虜大將軍率馬步八十万出塞、追獲殲厥渠魁、大統已定。⑦蠢爾倭夷、出沒海濱為寇、已嘗遣人往問、久而不答。朕疑王使之、故擾我民。今中国奠安、猛將無用武之地、智士無所施其謀、二十年鏖戰精銳、飽食終日、投石超距。方將整飭巨舟、致罰於爾邦、俄聞被寇者來歸、始知前日之寇非王之意、乃命有司暫停造舟之役。嗚呼、⑧朕為中国主、此皆天造地設、華夷之分。朕若效前王、恃甲兵之衆、謀士之多、遠涉江海以禍遠夷、安靖之民、非上帝之所托、亦人事之不然。或乃外夷小邦、故逆天道、不自安分、時來寇擾、此必神人共怒、天理難容、征討之師、控弦以待。果能革心順命、共保承平、不亦美乎。嗚呼。欽若昊天王道之常、撫順伐逆、古今彝憲、王其戒之、以延爾嗣。³⁸⁾

内容を要約すれば、次のようになるであろう。

1、西洋・爪哇：①元の無道のため、豪傑が挙兵し、中国も混乱となった。②太祖は庶民の苦難に同情し挙兵して動乱を平定した。③太祖は皇帝の位に即位し、明朝を建立した。⑤占城・安南・高麗がすでに朝貢した。⑥今年に北部の残元勢力を打破し、元の皇孫も捕らえた。④遠方は恐らく中国の変化を知らないため、今回遣使した。

2、日本：①元は夷狄として中国を占拠し、華夷秩序を乱した。②このため、豪傑が挙兵し、長年にわたり元と闘争した。③太祖は神靈の加護により、中国を統一し、皇帝に即位した。⑤先に明の建立の詔書を四夷に送ったが、高麗・安南・占城・爪哇・西洋・瑣里は天命に従って朝貢し臣従した。⑥元の残部が北部に逃走したが、太祖は派兵し元の残部を打破り、中華の正統を定めた。⑦中国沿海を騷擾した倭夷をめぐり、太祖は使節を日本へ派遣し質したが、久しく返答がなかった。倭寇が日本王の指示を受け中国を騷擾したと思い、軍隊を整備し日本を懲罰しようとしたところに、帰国した被虜民の供述により倭寇の騷擾が日本王の指示ではないと聞いた。このため、派兵の準備を中止した。⑧太祖は天命を受け中国の主になり、華夷の分別もこのように成立した。日本が革心し天命に従うべきであり、ともに国の平和を守ろう。

前回の爪哇への詔書と比べ今回の爪哇への詔書の内容展開について、①②③部分の内容は、前回の「元が夷狄として中国を占拠し長年の混乱を招いたため、太祖が挙兵し、中華を恢復した」との文言を変え、もっと柔らい口調で「太祖は、元の無道が招いた庶民の苦難に同情し挙兵し、動乱を平定した」と記していた。これは恐らく元に朝貢した爪哇を慰めるために変えた口調であろう。④の部分は「遠方は恐らく中国の変化を知らないため、今回遣使した」とのことは、前回と同じである。⑤⑥の部分は新たな追加内容である。⑤は近年の朝貢招来の成果であり、⑥は明の最近の軍事成果である。

前回の日本への詔書と比べ、今回の日本への詔書の内容展開について、①②③の部分は前回と同じように変えなかった。前回の④部分がなくなった。また新たに追加した⑤⑥部分がある。⑤は近年の朝貢招来の成果であり、⑥は明の最近の軍事成果である。この新たに追加した⑤⑥部分は洪武三年三月に日本へ送った詔書及び同三年六月に爪哇へ送った詔書の共通内容である。この追加内容により明は軍事脅威の意味及び他の朝貢国を模倣して明朝へ朝貢する希望を表したと考えられる。さらに、日本への詔書の中の倭寇に関する⑦の内容も前回の詔書より、もっと詳細になり、口調ももっと厳しくなった。

しかし、注意すべきなのは、日本への詔書の中に、事実に対応せずに改竄された情報がある。明は「高

38) 『明太祖実録』巻50、洪武三年三月戊午。

麗・安南・占城・爪哇・西洋・瑣里は天命に従って朝貢し臣従した（⑤高麗、安南、占城、爪哇、西洋、瑣里即能順天奉命、称臣入貢）」と日本に公言したが、実はこの時点で、西洋・瑣里・爪哇はまだ朝貢していなかった。爪哇は洪武三年（1370）九月に³⁹⁾、西洋も洪武三年九月に⁴⁰⁾、瑣里は洪武五年（1372）正月に⁴¹⁾、初めて明へ朝貢した。明はこのように周辺諸国が全て明へ朝貢した偽情報を作り、ただ日本のみが未だ朝貢していないイメージを日本へ伝えたのは、周辺諸国を模倣して明へ朝貢した方が良いとの印象を日本へ伝えようとしたと考えられる。このように、偽情報を作って朝貢を促そうとしたことは諸国へ送った朝貢招来の詔書の中で、日本への詔書のみが存在する。

また日本への詔書の⑦部分の中に「中国沿海を騷擾した倭夷をめぐり、太祖は使節を日本へ派遣し質したが、久しく返答がなかった（蠢爾倭夷、出沒海濱為寇、已嘗遣人往問、久而不答）」とのことも事実に対応しない。前回の明の遣日使は日本に到着した後に、5人が日本で殺され、ただ正使楊載と伴使呉文華が三ヶ月にわたり拘禁された後に釈放されたのであって⁴²⁾、久しく返答がなかったという意味ではない。しかし太祖はただ「久しく返答がなかった」という文言で使節が殺されたという重大な事件をそのままにし、緊張した政治局面を緩やかにしようとした意図があると思われる。

さらに、太祖は「帰国した被虜民の供述により倭寇の騷擾が日本王の指示ではないと聞いた（俄聞被寇者来帰、始知前日之寇非王之意）」という文言で、倭寇問題の責任を日本王から除外し、倭寇問題を排除して日本王との朝貢関係を建立しようとする可能性を作り出したと考えられる。最後には軍事脅威を表しながら、⑧の部分のように「太祖は天命を受け中国の主になり、諸国も天命を受けて明へ朝貢したため、日本も革心し天命に従うべきである」と提示し、天命に従って明へ朝貢することを日本に示唆した。

このように、日本への詔書内容を見れば、太祖は表面上には倭寇の禁圧をさらに厳重にすべきと言っているが、実際に詳しく分析すれば、厳重にすべき倭寇問題の責任が日本王の責任から除外し、使節が殺された事件も「久しく返答がなかった」という文言によって緩やかに表現し、両国の通交を妨げる政治問題が全て各種の言い方で取り除かれた。さらに、日本の周辺諸国が全て朝貢した偽情報も作り、様々な手段を通じて日本の朝貢をできるだけ速く招来しようとした意図があると考えられる。この太祖の意図は第四回の遣日使の記録から見れば、もっと明らかになる。

故首命使適日本通好、舟至境内、遇賊殺、殺害來使、詔書毀溺。尋有島民踰海作寇、数犯辺鹵、多略子女。皇帝一欲通兩家之好、悉置之而不問、但令自禁之。⁴³⁾

初回の明朝の遣日使は日本国に到着したが、日本の賊人に殺され、詔書も壊された。その後、日本の島民は海を越えて中国に来寇し、中国の辺民を拉致した。しかし、太祖は明日両国の通好関係を樹立するため、以前の問題を全てそのままにし質さないで、ただ日本が倭寇を禁止すべきと要求した。このように、諸国の中で日本に対する朝貢招来の緊迫性が使節の話を通じて表された。倭寇禁圧よりも、朝貢

39) 『明太祖実録』 卷56、洪武三年九月壬寅。

40) 『明太祖実録』 卷56、洪武三年九月乙卯。

41) 『明太祖実録』 卷71、洪武五年正月壬子。

42) 『明国書并明使仲猷無逸尺牘』。

43) 『明国書并明使仲猷無逸尺牘』。

招来による日本との国交樹立が最大の目的であったことは明らかであろう。

四 日本の特殊性と明初朝貢体制の確立

明初において太祖は諸国の臣服を通じて新王朝の正統性を外部から証明しようとした考えがあったが、なぜ諸国へ送った詔書の中に、日本に対してのみ朝貢招来の緊迫性を示したのか。遣日使無逸克勤の次の話により、日本は明にとって特殊な存在であったことは明らかである。

曾て蒙古は夷狄として華夏に入り、宋を打破り自立した。日本は元の犬のような卑劣の行為にを怒り、元の仇敵となった。その時から仏教を学ぶために中華へ赴く日本人が途絶した。…大国（日本）は忠義があり、宋を仰ぎ慕って蒙古を仇敵視し、また仏を奉り僧を尊敬するため、今に明は私（克勤）を派遣し日本の信任を得たい。⁴⁴⁾

これにより、明にとって日本が元と戦って元に臣服しなかった理由は、夷狄である元の統治の正統性を否認したのである。このように、元に臣服した他の国よりも元寇と戦って臣服しなかった日本は、元の正統性を否定した代表国として明朝より表賞されたと見られる。元に臣服しなかった日本が明の創立を聞きすぐ明に臣服すれば、明の正統性は必ず鮮明的に証明される。逆に日本が元朝と同様に明朝に臣服しなければ、明の正統性が明白的に証明されない。この意味で、日本の臣服は他国よりも、もっと重要な意味があったと思われる。恐らくこのため、諸国へ送った朝貢招来の詔書の中に、太祖は様々な手段を通じて日本の朝貢をできるだけ速く招来しようとした。

上記の太祖の意図に呼応したものはまさに次の日本の初回入貢に関する記録である。

1、先に、遣日使である趙秩等は日本へ赴き、宣諭を行った。趙秩は船に乗って析木崖に到着し、日本の境に入ろうとしたところ、関所を管理する役人は趙秩の入関を拒否した。趙秩は書信を日本王に送った後に、日本王は趙秩の入国を許可した。趙秩は中国の威徳を日本王に言い、なぜ中国に臣服しないかと詰問した。

2、日本王は次のように言った。我が国は辺鄙な扶桑に在る夷狄と言っても、中国の王化を慕って朝貢したことがある。ただ蒙古は夷狄として華夏を占拠し、我が国を小国と見なした。我が先王は「我は夷であり、彼も夷であり、何故我を臣服させるのか」と言った。蒙古は趙姓の使節を派遣し、日本によい話を言った。日本は最初に蒙古の侵入の意を知らなかった。のちほど、蒙古の使節が率いた海軍は日本の海岸に迫った。天地の靈により、雷霆と風波が起り、元の海軍が全て撃没した。これから数年間にわたり元と通交していない。

3、現在に新天子が華夏の皇帝になった。しかし、遣日使も趙姓であり、これが昔の蒙古の使節であったか。また良い話によって我が国を騙して侵攻するのか。

4、趙秩は次のように返答した。現在の天子は神聖文武であり、華夏で生まれて華夏を統治し、蒙

44) 『大日本史料』第六編第36冊、「致延暦寺座主書并別幅」（東京大学出版会、1976年）、第158頁。原文には「向蒙古僧入華夏、滅宋自立。日本怒胡人有犬豕之行、即與之為仇、自是學教之徒絕跡於中國矣……今以大國之有節義、嘗慕宋而仇胡、又能奉佛敬僧、故特以我取信而來」とある。

古と比べられない。私は蒙古使者の後世子孫ではない。もしあなたは悖逆して私の話を信じないのであれば、まず私を殺してください。そうすれば、あなたに禍がまもなく来る。明の兵は天兵であり、一を以て百に当たる。蒙古の戈船は、百を以ても明の軍艦の一に当たらず。また明に天命があり、誰でも違背することはできない。明は礼を以て日本に対処しており、蒙古の襲撃と比べられない。

5、日本王は反論し得ず、廊下に趙秩を出迎え、趙秩に礼遇した。その後に表箋を持つ使節を派遣し、趙秩と共に明へ称臣し朝貢した。⁴⁵⁾

『明太祖実録』には諸国の初回入貢に関する記述の中で、ただ日本の初回入貢のみが詳しく記され、他国の初回入貢の記述は全て簡略なものである。なぜ日本の初回入貢に対し、明は特別的待遇として上記のように詳細に記したのか。その記述は次のように明の正統性を証明するものであると見られる。

1には明使が「なぜ明が日本に遣使しても日本が臣服しないか」と日本に詰問した。

2には「日本が元に臣服しなかった最大の理由は、元が夷狄であるため、中国を統治する正統性がない」とし、日本王側から太祖に宣揚される理由を証明した。

3には「日本王が新王朝の情報を知らず」とにより、1の明の創立以後に日本がすぐ明へ臣服しないことへの詰問に答えた。

4には明の中華正統を述べ、天命所在の合法性を言った。

5には日本王が明の中華正統を聞くとすぐ臣従し朝貢したと言った。

このように、日本王はなぜ初回の明の朝貢招来に対してすぐ入貢しなかった理由を合理的に解釈したのみならず、日本王の話を通じて太祖に宣揚された日本が中華の正統性を守るために元に臣服しなかったとの理論を証明した。最後に、日本王は明使の話を知るとすぐ明に臣従して朝貢したことを通じて、日本が明の正統性を認可したと表した。

先学はこの「日本国王良懐」と明使趙秩の対話記録に対し疑問があり、偽作説や誤解説など多くの討議がある⁴⁶⁾。疑問が生じる理由は主にこの対話記録の誇張に対して不信任感があると思われる。なぜ『明太祖実録』は諸外国の初回入貢に関する記録の中に、日本のみこのように詳しく誇張的に記したか。上記から、この入貢記載は無用の潤色とは言えず、恐らく明の正統性を証明しようとし、有意に作り出したものであろう。

次に明初における朝貢招来の詔書対比から見れば、日本入貢の重要性も明らかになる。日本の初回入

45) 『明太祖実録』卷68、洪武四年十月癸巳。原文には「(1) 先是趙秩等往其國宣諭。秩泛海至析木崖、入其境、關者拒勿納、秩以書達其王、王乃延秩入、秩諭以中國威德、而詔旨有責讓其不臣中國語。(2) 王曰：吾國雖夷、僻在扶桑、未嘗不慕中國之化而通貢奉。惟蒙古以戎狄蒞華夏、而以小國視我。我先王曰：我夷、彼亦夷也、乃欲臣妾我。而使其使趙姓者誅我以好語、初不知其規國也。既而使者所領水犀數十艘已環列于海岸、頼天地之靈、一時雷霆風波、漂覆幾無遺類。自是不與通者數十。(3) 今新天子帝華夏、天使亦姓趙、豈昔蒙古使者之雲仍乎、亦將誅我以好語而襲我也。(4) 今聖天子神聖文武、明燭八表、生於華夏而帝華夏、非蒙古比。我為使者非蒙古使者後、爾若悖逆不吾信、即先殺我、則爾之禍亦不旋踵矣。我朝之兵、天兵也、無不一當百、我朝之戰艦、雖蒙古戈船、百不當其一。況天命所在、人孰能違。豈以我朝之以禮懷爾者、與蒙古之襲爾者比耶。(5) 於是其王氣沮、下堂延秩、禮遇有加。至是奉表箋、稱臣、遣祖來隨秩入貢」とある。

46) 蔭木原洋『洪武帝期・日中関係研究の動向と課題』(『東洋史訪』1996年第2号)。

貢前に、明はまだ朝貢していなかった諸国へ送った朝貢招来の詔書の中に、次のように最近の軍事成果及び諸国朝貢の成果を表示した。

西域・西洋・瑣里へは、前年に元の首都を打破り、四方を相次いで平定し、占城・安南・高麗諸国も朝貢した。⁴⁷⁾

また国内においてまだ臣服していなかった勢力へ送った臣服を促す詔書にも、次のように最近の軍事成果及び諸国朝貢の成果を述べた。

残元勢力の納哈出へは、破竹の勢で四川を目指し、雲南の使節が相次いで明へ赴き、交趾・占城が万里を経て入貢し、高麗も海を越えて来貢した。⁴⁸⁾

特に新たな朝貢国が入貢した場合に、太祖は必ず臣服していなかった勢力及びまだ朝貢していなかった国へ送った詔書の中に、この新たな朝貢成果を追加した。洪武三年九月に爪哇と西洋が初めて明へ朝貢した。同月に太祖は中国東北部に居る残元勢力へ送った詔書の中に、爪哇と西洋の朝貢成果を次のように追加した。

遼陽等処の官民へは：最近に、高麗・安南・占城・爪哇・西洋・瑣里が全て臣従し入貢した。天命を知って明へ帰順するのは、当然のことである。君の知恵は上記の朝貢国に及ばないか。⁴⁹⁾

これは中国東北部にいる残元勢力の納哈出への詔書であった。この中に、太祖は高麗・安南・占城・爪哇・西洋・瑣里のように明へ臣服したとして納哈出を勧誘した。瑣里はこの時期にはまだ朝貢していなかったが、これからみれば海外の日本及び国内の東北部は太祖にとって極めて重視された地域であったと見られる。

しかし、洪武四年十月の日本入貢以後に⁵⁰⁾、詔書の形式が変わった。洪武四年十月以後に見える一番近い時期の詔書は、雲南への臣服勧誘の詔書である。この詔書の中に、次のように諸国の入貢した成果を述べた。

朕は皇帝に即位し、天下の号を「大明」と定め「洪武」と改元し、外夷へ遣使し朕の意を伝え、使者が行った所で臣従し朝貢していない蛮夷酋長はいない。⁵¹⁾

同月に琉球へ送った詔書の中にも同様に次のように述べた。

朕は皇帝位に即位し、天下の号を「大明」と定め「洪武」と改元し、外夷へ遣使し朕の意を伝え、使者が行った所の蛮夷酋長は全て臣従し朝貢した。⁵²⁾

47) 『明太祖実録』巻53、洪武三年六月戊寅。原文には「諭雲南・八番・西域・西洋・瑣裡・爪哇・畏吾兒等國曰：…前年克取元都、四方以次平定、其占城・安南・高麗諸國俱已朝貢」とある。

48) 『明太祖実録』巻52、洪武三年五月丁巳。原文には「詔諭納哈出曰：…破竹之勢直指川蜀、雲南六詔使者相望。交趾・占城萬里修貢、高麗稱藩、航海來庭」とある。

49) 『明太祖実録』巻56、洪武三年九月乙卯。原文には「近高麗・安南・占城・爪哇・西洋・鎖裡海外諸國皆稱臣入貢、是蓋知天命之有歸、順人事之當然者也。豈汝之智反不及耶」とある。

50) 『明太祖実録』巻68、洪武四年十月癸巳。

51) 『明太祖実録』巻71、洪武五年正月癸丑。原文には「即皇帝位、定有天下之号曰大明、建元洪武。是用遣使外夷、播告朕意、使者所至、蠻夷酋長莫不稱臣入貢」とある。

52) 『明太祖実録』巻71、洪武五年正月甲子。原文には「即皇帝位、定有天下之號曰大明、建元洪武。是用遣使外夷、播告朕意、使者所至、蠻夷酋長稱臣入貢」とある。

日本入貢以後に、詔書の形式は「高麗・安南・占城・爪哇・西洋・瑣里が全て臣従し入貢した」と、個別の朝貢国の列記から「蛮夷酋長は全て臣従し朝貢した」との形式に変更された。洪武朝期において諸国へ送った初回の朝貢招来の詔書も、洪武五年正月以後から詔書本文や招来時間が全て不明になる。なぜ最初に詳細に記された朝貢招来の詔書は洪武五年正月以後から全て省略されたのか。これは恐らく朝貢体制の初期的確立が既に終わり、諸国へ送った朝貢招来の詔書もそれ以前のように重視されなかったためと思われる。明初朝貢体制の初期的確立の象徴はまさに上記の「蛮夷酋長は全て臣従し朝貢した」との詔書形式の出現である。この時期に、瑣里や琉球はまだ入貢していなかったと言っても、特殊な位置にある日本が入貢したため、太祖は「蛮夷酋長は全て臣従し朝貢した」と言い添えた。このように、元に臣服していなかった日本の入貢は明初朝貢体制の確立にとって不可欠なものであり、明初の朝貢体制の確立はまさに日本の入貢によって初めて完成したと考えられる。

五 日本国王懐良の形成とそれ以後の明日交渉

日明関係史の中の一つの重要な問題は「日本国王懐良」称号の問題である。なぜ南朝の懐良親王が明王朝に「日本国王懐良」と認定されたかについて、通説には「明は元末明初の渡唐僧を通じて日本について一定の知識を得たにもかかわらず、倭寇を禁圧しようとするため、倭寇の最大の根拠地北九州を勢力下におく懐良親王を日本国王と選び、倭寇禁圧を期待したからである」⁵³⁾と推測した。しかし、上述したように、明が日本との国交を樹立する最大の目的は日本の臣服を通じて明の正統性を外部から証明しようとしたものであり、倭寇禁圧は第二義的目的であった。このため、懐良親王を「日本国王懐良」として認定された理由をさらに検討する必要がある。

先学の考証により、太祖は元末明初の渡唐僧との直接的尋問或いは間接的了解を通じて日本について一定の知識を得た⁵⁴⁾。この中で最も基本的な知識と言えるのは日本の南北朝分裂の国情である。太祖は日本への詔書の中に、様々な手段を通じて日本の朝貢招来の緊迫性を表したが、この場合に南朝と北朝とが明に朝貢することが最も理想的状況であったと言える。しかし、第四回の遣日使の次の指摘のように、対峙のため南北朝の間に厳しい「関禁」があった。

前使が帰った後に「関を越えられる人は僧侶しかいない」と報告した。⁵⁵⁾

朕は日本に三回の遣使をしたのは、持明天皇（北朝の天皇）を会見したいものである。現在の関西（九州）の人の招来は朕の本意ではない。関禁を越えられる人は僧侶しかいないため、あなた二人に命じて朕の意を持明天皇に密かに伝える。⁵⁶⁾

この第四回の遣日使である無逸克勤と仲猷祖闡の遣日密使説について先学は偽作であると指摘した

53) 村井章介『アジアの中の中世日本』第二部、IV「日明交渉史の序幕－幕府最初の遣使にいたるまで」。

54) 村井章介『アジアの中の中世日本』第二部、IV「日明交渉史の序幕－幕府最初の遣使にいたるまで」。

55) 『明国書并明使仲猷無逸尺牘』。原文には「回使奏雲、若欲過關、非僧不可」とある。

56) 「致延曆寺主書并別幅」。原文には「朕三遣於日本者、意在見其持明天皇、今關西之來非朕本意、以其關禁非僧不通、故命汝二人密以朕意往告之」とある。

が⁵⁷⁾、密使説の存在の正否は明白的に判断できず、南朝と北朝とが互い争い厳しい関禁をしていたことは以前の遣日使を通じて太祖に報告されていた可能性が高いと思われる。このように、関禁の存在のため、南朝と北朝とは同時に明に朝貢できなかつた。しかし、明王朝の正統性を速く外部から証明しようとし、太祖にとって日本を代表する日本国王の臣服が必要であった。当時、明朝との連絡があり、また明に朝貢する意欲がある勢力は南朝を代表する懐良親王のみであった。恐らくこのため、太祖は仕方が無く懐良親王を「日本国王懐良」として認定したのである。まさにこの「日本国王懐良」の称臣入貢により明は新王朝の正統性を外部から明確に証明した。

ところが、なぜ懐良親王を「懐良」と認定したのか。これは恐らく北朝の存在との関係があろう。南朝の入貢以後に、もし北朝が入貢すれば、日本国王の称号を誰に与えるか。洪武七年正月の北朝すなわち室町幕府の入貢記録から見れば、太祖は次のように、北朝の入貢前に日本の国情についてまったく無知であったため南朝の懐良親王を「日本国王」と誤認したと答えた。

朕は日本が海東に居り、諸古典の考査によると国を成立した年数が長いと思う。先に良懐国王が表を奉じ朝貢したことに對し、朕は良懐を日本正君と思ひ、使節を派遣し、良懐の朝貢の誠意に答えた。ところが、使者は日本に行った後に、二年間にわたり拘禁され、今年五月にようやく船で帰り、日本の国事を詳しく語った。⁵⁸⁾

この懐良を「懐良」と認定したことは恐らく上記の太祖の誤認説を支持する証拠であると考えられる。そうであるならば、懐良親王を「懐良」と認定したことは、恐らく日本国王称号の冊封対象を変える時に有意に準備した誤認説の証拠であろう。

しかし、北朝すなわち室町幕府の入貢時に、太祖はなぜ誤認説を言い北朝の入貢を拒否し、続いて懐良親王を「日本国王」と認定したのか。従来は主に「臣下に外交なし」との理由をあげて北朝天皇の臣下である義満には外交の資格がないため、太祖に拒否されたと説明したが⁵⁹⁾、『明実録』を見れば、「臣下に外交なし」との入貢拒否理由は、北朝の正使と共に来貢した島津氏の使者に言ったことであり⁶⁰⁾、義満に言ったことではない。また、同時に太祖を補佐していた有名な儒学者宋濂の次の話により、日本の国情を詳しく知った太祖にとって、「日本国王懐良」も日本の正君ではなく、ただ北朝の日本正君に駆逐された権力を盗み取った親族である。

先に日本王は六十六州を統治した。良懐は日本王の親族として九ヶ所の州を盗取し、大宰府を首都とした。このため、良懐が日本王から駆逐され、戦争も行った。無逸らが日本に到着した時に、良

57) 佐久間重男『明初の日中関係をめぐる二、三の問題：洪武帝の対外政策を中心として』。

58) 『明太祖実録』巻90、洪武七年六月乙未。原文には「使者至彼、拘留二載、今年五月去舟才還、備言本國事體」とある。

59) 村井章介『倭寇と「日本国王」』、『日本の対外関係』4（吉田弘文館、2010年）。

60) 『明太祖実録』巻90、洪武七年六月乙未。原文には「是時、其臣有志布志島津越後守臣氏久、亦遣僧道幸等進表、貢馬及茶・布・刀・扇等物。上以氏久等無本國之命、而私入貢、仍命卻之。…復詔禮部符下氏久等曰：夷狄奉中國禮之常經以小事大、古今一理。今志布志島津越後守臣氏久、以日本之號紀年、棄陪臣之職、奉表入貢、越分行禮、難以受納」とある。

懐が大宰府から追い落とされた。⁶¹⁾

これにより、懐良親王も北朝の日本王に駆逐された親族臣下であると認識したため、「臣下に外交なし」の原則に当たる。このように、「臣下に外交なし」を太祖の北朝入貢拒否の理由として解釈する時に、矛盾が生じ、さらに討議する必要がある。

そこで、注意すべきなのは次の北朝への詔書である。

日本国は宣聞溪・浄業・喜春など僧侶を派遣し、馬と方物持って朝貢した。太祖は詔を下し拒否した。当時の日本国において持明と良懐が互いに争っていた。宣聞溪は日本国の臣下の書を持ち中書省に送った。しかし表文がないため、太祖の命令によって拒否された。⁶²⁾

北朝は將軍義満の書信を持ち朝貢したのみならず、表文もなかったため、太祖に拒否されたと言われた。「表文を奉じ臣下と称する（奉表称臣）」との言い方のように表文は初めて入貢する時に中華の臣下の礼を表す不可欠のものである。海外諸国を明の臣下と認める儀式について、諸国の朝貢使が表文を奉じ明の皇帝に拝謁し、礼部が皇帝の意に遵って表文を受け、文武百官の面前において表文を読み上げる儀式があった⁶³⁾。このため、表文がなければ、臣服の関係が成立しない規定があったのである。明が日本との国交を樹立する最大の目的は日本の臣服を促すためである。恐らくこのため、北朝は明の倭寇禁圧の要求に応じて被虜人を送還しても⁶⁴⁾、明に拒否された。逆に、懐良親王が日本の正君ではなかったと知っても、続いて表文を奉じ朝貢し臣従の意味を表した懐良親王を「日本国王良懐」として認定したと考えられる。それ以後の『明実録』に記している日明交渉記録を見れば、表文が無いと朝貢も拒否された原則がある。

表 2

時間	遣使方（ママ）	内容	結果	出典
八年正月	不明	遣使入貢	不明	卷96
九年四月	日本国王良懐	表文を奉じ、馬・方物を持ち朝貢	受貢	卷105
十二年五月	日本国王良懐	表文を奉じ、馬・刀・甲・硫黄などを持ち朝貢	受貢	卷125

61) 宋濂『宋学士全集』補遺卷二、「送無逸勤公出使還鄉省親序」。原文には「先是日本王統州六十有六、良懐以其近屬竊據其九、都於太宰府、至是被其王所逐、大興兵争、及無逸等至、良懐已出奔」とある。

62) 『明太祖実録』卷90、洪武七年六月乙未。原文には「日本國遣僧宣聞溪浄業喜春等來朝、貢馬及方物。詔卻之。時日本國持明與良懐争立宣聞溪等齎其國臣之書達中書省、而無表文、上命卻其貢」とある。

63) 『大明会典』卷58、遣使進表朝貢儀附。その儀式について、原文は次のように「洪武十八年定。蕃國初附、遣使奉表・進貢方物。先於會同館安歇、禮部以表副本奏知。儀禮司引蕃使習儀、擇日朝見。其日錦衣衛陳設儀仗、和聲郎陳大樂於丹陛、如常儀。儀禮司設表案於奉天殿東門外丹陛上、方物案於丹陛中道之左右。設文武百官侍立位於文武樓南・東西相向。蕃使服其服、捧表及方物狀、至丹墀、跪授。禮部官受之、詣丹墀、置於案。執事者各陳方物於案畢。典儀・内贊・外贊・宣表展表官・宣方物狀官・各具朝服、其餘文武官常服就位。儀禮司官奏請陞殿。皇帝常服出。樂作、陞座。樂止、鳴鞭訖。文武官入班叩頭、禮畢。分東西侍立、引禮引蕃使就丹墀拜位、贊四拜。典儀唱進表。序班舉表案、由東門入、至於殿中。内贊贊宣表、外贊令蕃使跪、宣表・宣方物狀訖。蕃使俯伏、興、四拜、禮畢。駕興、樂作。還宮、樂止。百官及蕃使以次出。其蕃國常朝、及為國事謝恩、遣使進表・貢方物、皆如前儀、唯不宣表」と規定した。

64) 『明太祖実録』卷90、洪武七年六月乙未。原文には「日本國以所掠瀕海民一百九人來歸」とある。

十三年五月	日本国王良懐	無表、馬・硫黄・刀・戦士甲・硫黄などを持ち朝貢	拒否	卷131
十三年九月	日本国（義満）	無表、ただ征夷將軍源義満の書と方物を持ち朝貢	拒否	卷133
十四年七月	日本国王良懐	馬・方物を持ち朝貢	拒否	卷138
十九年十一月	日本国王良懐	表文を奉じ、方物を持ち朝貢	拒否	卷179

洪武十九年十月の「林賢事件」⁶⁵⁾を発端として太祖は日本との国交断絶を決意した⁶⁶⁾。このため、十九年十一月に日本は表文を奉じ朝貢しても、太祖に拒否された。この十九年十一月前の明日交渉を見れば、受貢された朝貢は全て表文を奉じる朝貢であった。このため、「臣下に外交なし」との理由ではなく、臣服の意味を示す表が無いことは洪武七年に北朝の初回朝貢を拒否した最大の理由であると考えられる。

北朝が明へ朝貢した時に、表文を持たなかった理由は何であったか。北朝は、洪武五年に日本に到着した明使克勤・祖闡との出会いを通じて、初めて明の日本招来の意を知った。克勤・祖闡は洪武五年五月に博多に来着した時点で、博多が九州探題今川了俊の勢力に制御されていた。明使は約半年にわたり、今川了俊によって聖福寺に拘禁されていた。拘禁時代に、天台の法系に繋がる克勤は天台座主尊道親王に書信を送り、北朝の権力者への転送を依頼し、釈放を要請した⁶⁷⁾。その書信に、克勤は太祖による日本招来の意を言った。

唐宋の君主は日本との往来を修好し、父子のような密接な国際関係を結んだ。…皇帝（洪武帝）は我が二人（克勤・祖闡）に命じて次のことを日本の王に密かに伝えたい。中国は主が代り、大明が成立し、洪武と改元した。先に王へ詔書を送ろうとしたが、全て関西（九州）で阻止され、今回は我が二人を密かに派遣して王に伝える。大国の民が我が明の疆を数度にわたり入寇し、王は宜しく禁止すべき、商賈が通せず、王は宜しく通じさせるべき、唐宋の故事に従って中国と以前ように仲直りしたい。また、皇帝は日本の君臣上下が全て仏教を奉じ僧侶を尊敬していると聞き、僧侶である我が二人を派遣し日本の信任を得たい。日本僧侶の中国で遊学しようとするものは禁止せずに来させるようにと命じた。⁶⁸⁾

これから、克勤・祖闡は明が唐宋時代のような中日関係を結び、倭寇を禁圧し、国家間の商賈招来すなわち朝貢貿易及び民間の僧侶の入明を許可すると伝えた。

翌年に、尊道親王は明使僧の書信を幕府へ転送した。義満もこれから明使のことを知り、明使を京都に招来した⁶⁹⁾。しかし、幕府内部は明使に対して疑問感を持っていたため、明使の上洛後に長期にわたり

65) 『明史』卷308、胡惟庸伝。原文には「十九年十月、林賢獄成、惟庸通倭事始著」とある。

66) 檀上寛「明初の対日外交と林賢事件」（『史窓』第57号、2000年）。

67) 村井章介『アジアの中の中世日本』第二部、IV「日明交渉史の序幕—幕府最初の遣使にいたるまで」。

68) 「致延暦寺座主書并別幅」。原文には「考之唐宋之君、與日本往來修好、密若父子之國。……欲命汝二人密以朕意往告之曰：中國更主、建號大明、改元洪武。向以詔來、故悉阻于關西、今密以我二人告王知之。大國之民、數寇我疆、王宜禁之、商賈不通、王宜通之、與之循唐宋故事、修好如初。又命曰：朕聞其君臣上下、咸知奉佛敬僧、非汝僧不足以取信、彼有禪教僧欲訪道中國、悉使之來、無禁」とある。

69) 『続本朝通鑑』（湯谷稔編『日明勘合貿易史料』、国書刊行会、1983年）、第2頁。原文には「癸丑応安六年、南朝文中二年五月壬寅朔、大電。天台座主尊道奏覽明国使僧状、且呈義満。義満大驚、遣使於鎮西招之」とある。

嗟峨の向陽陽庵に留めさせ、召見しなかった⁷⁰⁾。このため、明使は天竜寺に書信を送り、次のように再び太祖の日本招来の意を述べ、幕府執事（細川頼之）への転送を依頼した。

我が皇帝は、隣好を修し、胡元の弊を取り除き、全て唐宋の治に遵った。…修好往来を通じて前王朝の典故を恢復する以外に、貴国に期待することがない。…現在に我が皇帝は初めて天命を受けたことで、四方の国々が次々と中国を祝った。日本は唐宋時代に中国と最も親しい関係があり、不幸なのは胡元の百年間で中国と切り離された。胡元はすでに取り除かれ、日本は中国の詔諭を待たずに、積極的に中国に往って修好を行うべきである。⁷¹⁾

二人は書信の中で、再び唐宋時代のように修好を行うことを太祖の日本招来の意として述べた。唐宋時代の修好関係はどのような関係であったかについて、二人は天台座主への書信に、「父子のような密接な国際関係（密若父子之国）」と描き、子の日本国が父の中国に臣従する国際関係を曖昧的に説明した。長期に拘禁された二人は、恐らく中国へ臣従する勧誘を幕府に明白的に伝える気力がなく、曖昧的に君臣父子の関係と表した。

明使の書信を受けた北朝はどのように明の日本招来の意を認識したのか。これは、明使の書信を幕府へ翻訳し、また幕府の返答を明使に伝える仲介を担当した古剣妙快の考えによることは、ある程度理解できる。幕府の漢文事務を補佐していた僧人は夢窓疎石の法系に繋がる春屋妙葩であったが、応安二年（1369）の南禅寺楼門事件のため春屋妙葩が引退し、夢窓疎石の法系に繋がる古剣妙快が今回の幕府の漢文事務を補佐した。その古剣妙快の『了幻集』には次のようにある。

某啟、屢承音問、並玉篇之惠、不勝感愧。某以官寺煩冗、兼山海險阻、不克繼時修答、非敢慢也。

来書之意、已達官府。然毛人土地多隸日本、念諸公不必到彼。後日如有詔使來此、即同一體。⁷²⁾

克勤・祖闡と共に来日した趙秩の「我が天子は日本が仏教を尊ぶことを知っているため、徳行を持っている天寧寺禅僧及び瓦官寺講師を派遣して仏教の宣揚を命じたが、我が数人を派遣して毛人に詔諭し、天寧寺禅僧及び瓦官寺講師と共に日本へ来させた。二法師が日本王に会見し仏法を述べたところに、日本王は日本・毛人が一体であることを祖闡に依頼して天子へ伝えさせ、我が数人を使僧・使官と共に帰国させると言った」⁷³⁾との話により、第三回の遣日使であった趙秩が今回の克勤・祖闡と共に再び来日した。趙秩の目的は、日本を経由して北方の毛人すなわちアイヌ人を明へ招来することであった。古剣妙快は趙秩の意を幕府に伝え（来書之意、已達官府）、また幕府の「毛人の土地が殆ど日本に属し、毛人のところに行く必要がない。以後にまた毛人に詔諭しようとする使者が来れば、今回に伝える意と同じように返答する（然毛人土地多隸日本、念諸公不必到彼。後日如有詔使來此、即同一體）」との返答を趙秩

70) 『花營三代記』（『大日本史料』第六編第37冊）、第349頁。

71) 「明国書並明使仲猷無逸尺牘」。原文には「今我皇帝……而又遠修鄰好、務革胡元之弊、一遵唐宋之治。……苟不為修好往来、以復前朝典故、則何所望於貴國哉。…今我皇上初受天命、四方之國交相致賀。日本在唐宋與中國最親、不幸于胡元百余年間乍成隔離、命既革命、日本苟不待來諭而先往修好、庸亦何傷」とある。

72) 古剣妙快『了幻集』（上村観光編『五山文学全集』巻三、思文閣、1992年）、第2161頁。

73) 『雲門一曲』（『大日本史料』第六編40冊）、第322頁。原文には「余天子知日本尚佛法、故命有徳行天寧禅僧・瓦官講師奉使辟揚佛教、遣余輩諭毛人、同其來。二師面王陳法、王謂日本・毛人一體、使祖公覆命天子、同使僧・使官歸朝」とある。

に伝えた。このことから、古劍妙快は今回の幕府の外交事務を補佐し、明使と幕府との仲介を担当したと想定される。

古劍妙快の書信により、古劍妙快は次のように克勤・祖闡が言った太祖の日本招来の本意を理解した。

某獲侍左右極久、多承開導之恩、豈敢忘焉。近因仲猷・無逸二和尚往臨弊国、宗教可勝輝耀…茲聞中国皇帝、初定天下、内外一家、往來無間。⁷⁴⁾

克勤・祖闡は唐宋時代のように修好することが太祖の日本招来の本意であると述べた。しかし、日本にとって、唐宋時代の中日関係には中国への朝貢があっても臣従がなく、私貿易及び自由往来が多かった。このため、古劍妙快は、「天下を初めて平定した中華皇帝が、中華内外を一家のように見なして自由往来させた（茲聞中国皇帝、初定天下、内外一家、往來無間）」とのように太祖の諸国招来の本意を理解し、克勤・祖闡が曖昧的に述べた父子のような国際関係に注意しなかった。今回の幕府の外交事務を補佐して明使の書信の意を幕府に伝えた古劍妙快の考えは必ずある程度幕府に伝わったと思われる。洪武七年の幕府の初回朝貢を見れば、確かに克勤・祖闡が言った「王は、大国の民が我が明の疆を数度にわたり入寇し、王は宜しく禁止すべき、商賈が通せず、王は宜しく通じさせるべき、唐宋の故事に従って中国と以前のように仲直りたい。また…皇帝は日本僧侶の中国で遊学しようとするものは禁止せずに来させるようにと命じた」とのように、朝貢と共に、倭寇禁圧の要求に合って倭寇に捕獲された109名の明朝被虜人を送還し⁷⁵⁾、日本僧侶の遊学の勧めにより71名の僧侶を明に送った。しかし、「父子のような密接な国際関係（密若父子之国）」とのような曖昧の臣従の言い方が注意されていなかったため、臣下の礼を表す表文がなく、ただ義満の書信を持って朝貢した。このように、明の倭寇禁圧の要求に満たしても臣服の要求に満たさなかった室町幕府の朝貢は太祖に拒否された。これから洪武十三年までの間に、明から日本への遣使がなかったため、北朝は恐らく上記のように明の日本招来の意を理解し、明との交渉もうまく進めなかった。

克勤・祖闡以後の第五回の明の日本遣使は、洪武十三年十月に太祖が「倭寇はなぜ隣国を騷擾し、また朝貢はなぜ誠意がない」⁷⁶⁾と、日本に詰問するための遣使であった。使節はいつ帰国したか、帰国の報告は何であったかは明白ではないが、次回の日本遣使は十四年七月であったため、明の使節は恐らく十四年七月の日本朝貢使と共に帰国した。この時期の注意すべきなのは、『明実録』により、十四年七月の日本朝貢正使は日本国王良懐に派遣された僧侶如瑤であった⁷⁷⁾。洪武朝時期の中日断交を誘発された「林賢事件」により、宰相胡惟庸が反逆を謀る際に、寧波衛指揮である林賢を日本に送り、日本国王と接触して援軍を求めた。日本王は林賢の援助請求に応じ、正使如瑤が率いた精兵400人を派遣し、火薬・刀剣などのものを持ち、朝貢を装って明に到着し、胡惟庸に援助しようとした。ところが、如瑤が明に上陸する前の洪武十三年に胡惟庸の反逆がすでに発覚され、胡惟庸とその一族も処刑された。如瑤がこの情報を探知し、陰謀をしなかった。洪武十九年に林賢のことがようやく発覚され、林賢とその一族が太祖

74) 古劍妙快『了幻集』、第2159頁。

75) 『明太祖実録』巻90、洪武七年六月戊午。原文には「日本國以所掠瀕海民一百九人來歸、詔各還鄉里」とある。

76) 『明太祖実録』巻134、洪武十三年十月丙戌。原文には「蠢尔東夷、君臣非道、四擾鄰邦。前年浮辭生釁、今年人來匪誠、問其所以」とある。

77) 『明太祖実録』巻138、洪武十四年七月戊戌。原文には「日本國王良懐遣僧如瑤等貢方物」とある。

に処刑され、如瑤を派遣して胡惟庸を支持した日本との国交も断絶されたという⁷⁸⁾。ところが、従来注意されていないのはこの如瑤が日本国王良懐の使節ではなく、次のように北朝の使節である。

大明礼部尚書が日本征夷大將軍への書に、…（前略）今年の秋に、如瑤が来て次のよう「我が將軍の奏文を持っていない使節は、必ず利益を貪る商人であり、全て殺してください」と請求した。太祖は拒否した。⁷⁹⁾

將軍の書類を持参する以外の日本使が全て利益を貪る商人であるため殺して下さいと言ったように、如瑤は朝貢貿易を北朝將軍しか統轄できないようにとの請求を明朝に求めた。明朝は義満への詔書の中でこの要求を拒否した。そうすれば、如瑤が北朝の使節であることは明朝にも詳しく知られていた。しかし、『明太祖実録』はなぜ北朝の正使ではなくて日本国王良懐の正使と如瑤を記したのか。

先学の指摘のように、「林賢事件」は事実ではなく、国交を断絶しようとしたため、太祖により捏造された口実である⁸⁰⁾。「林賢事件」の発覚は洪武十九年十月であり、次の十一月は洪武朝における日本の最後朝貢の時期である。両時間は極めて近いため、「林賢事件」は恐らく十九年の日本来朝の情報を知った後に速やかに作り出した口実であろうと考えられる。すなわち太祖は「林賢事件」を捏造する前に、日本との国交断絶がすでに既定方針として決意した。そうであるならば、いつ日本との国交断絶を決意したのか。これは恐らく上記の北朝の正使如瑤を日本国王良懐の正使と有意に記載したこととの関係があるろう。すなわち、ときに日本を代表して明朝と国交を樹立した勢力は日本国王良懐でしかなかった。このため、国交を断絶しようとした時に、日本を代表して明朝と国交を断絶し得た勢力も日本国王良懐でしかなかった。恐らくこのため、如瑤を日本国王良懐の正使として記したのであろう。そうであるならば、洪武十三年十月の遣日使の帰国及び如瑤の来貢の後に、太祖は恐らくすでに日本との国交断絶を決意したと考えられる。

日本の臣服を通じて自国の正統性を証明しようとした太祖は、なぜこの時期に、日本との国交を主動的に断絶したのか。洪武十三年十月の遣日使の日本遣使及び北朝の使節を連れて明へ帰国したことを通じて、明朝は当時の日本南朝が崩壊し得る情報を知った可能性が高い。また洪武朝前期に年少の義満は洪武朝に朝貢したことがあっても、中華の臣下と表する表文がなかったし、また「書を明に送り、明を辱めた」⁸¹⁾とのこともあり、洪武十四年に如瑤の来使と共に明に絶対臣服したくない意味を表した書信も送り⁸²⁾、南朝のような臣服の意味が見られない。このため、太祖は洪武十四年の時に、北朝に長い詔書を送り、非常に怒りを出した⁸³⁾。この場合に、もし南朝が崩壊すれば、日本を代表して表文を奉じ明へ朝貢

78) 『明史』 卷308、胡惟庸伝。

79) 朱元璋『明太祖文集』 卷16、「設礼部問日本国將軍」（『文淵閣四庫全書影印本』 第1223册）、第195頁。原文には「大明禮部尚書至意日本征夷大將軍…今年秋如瑤藏主來陳情節：非我朝將軍奏、必貪商者、將欲盡誅之。時我至尊弗允」とある。

80) この「林賢事件」の捏造性に関する論説は檀上寛氏の「明初の対日外交と林賢事件」及び陳尚勝氏の「胡惟庸通倭問題弁析」である。

81) 朱元璋『明太祖文集』 卷16、「設礼部問日本国將軍」。原文には「洪武十二年、將軍奉書肆侮」とある。

82) 『明史』 卷210、日本伝。この書の作成時間について、洪武十三年に南朝に作成された説もある（村井章介「中世日本列島の地域空間と国家」（『思想』 第731号、1985年）。

83) 朱元璋『明太祖文集』 卷16、「設礼部問日本国將軍」。

する勢力もなくなる。天下臣服を正統性の外部表現と標榜した明にとって、これは明王朝の正統性を損なう意味である。明は日本国王良懐の初回の臣従入貢によって正統性を証明した。そのためそれ以後の日本の朝貢も重要ではなくなった。恐らくこのため、太祖は断交を決心し、洪武十九年に日本の朝貢を知った後に「林賢事件」を口実として捏造し、処罰の名義によって日本の朝貢を拒否し国交も断絶した。このように、日本国王良懐がまだ存在していた時期に、明は自動的に処罰の名義によって日本との国交を断絶し、これ以後の日本が臣服の意を表しなくても明にとって大きな問題はなく、明王朝の正統性の完璧も守れた。

このようなことは日本の場合のみならず、洪武朝末期に朝貢国が漸次減少した時に、明朝も日本の場合のように、次のように胡惟庸と三仏齊の通謀を捏造した。

礼部は諸番国の使節・客旅を不通とする旨を上奏した。太祖が言ったのは「…（前略）近年に安南・占城・真臘・暹羅・爪哇・大琉球・三仏齊・渤尼・彭亨・百花・蘇門答刺・西洋・邦哈刺など凡そ三十国について、胡惟庸の謀反により三仏齊が明との関係を破り、我が使臣が三仏齊を中継して諸国へ行こうとした時に三仏齊が使臣を欺いた。爪哇王は上記のことを聞くと三仏齊を戒め、我が使臣を送還させた。それ以後、使臣・商旅の道路が遮断され、諸国の王の意も繋がらなくなった」。……明初において海外諸番は全て朝貢したが、まさに胡惟庸の謀反のため、三仏齊と明の関係が破られ、我が使臣を欺き、勝手に詐欺を行った。⁸⁴⁾

このように、諸国が来貢しなかった理由は明に朝貢しなくなかったのではない、三仏齊が道路を遮断し、来貢できないという。このような客観的な理由を挙げ、朝貢国の減少を合理化し、朝貢国の減少に伴う正統性の損失を阻止した。

洪武朝の断交以後に、明日関係は約十年余にわたって断絶するが、建文三年（1401）に義満が表文を奉じて明に朝貢した後に、建文帝は義満を日本国王として認定し、明日関係も恢復した。建文帝の在位はわずか4年で終わったが、洪武帝の日本との国交断絶の理由を知った建文帝が在位中に、表文を奉じて中華の臣下の礼を表した北朝の義満に向かい、洪武帝の政策を変更して日本国王と認定した。義満も次回の朝貢の時に表文の中で「臣」と称し⁸⁵⁾、明王朝の要求を満たした。これ以後、「日本国王源道義」の称号が見られる。実際に「日本国王源道義」として明朝に朝貢したのは永楽二年（1404）のことであった。

おわりに

明初における明日交渉史研究は、これまで明日関係の外交面を中心に、明の対日本詔書のみを依拠し

84) 『明太祖実録』巻254、洪武三十年八月丙午。原文には「禮部奏諸番國使臣・客旅不通。上曰：洪武初海外諸番與中國往來、使臣不絕、商賈便之。近者安南・占城・真臘・暹羅・爪哇・大琉球・三佛齊・渤尼・彭亨・百花・蘇門答刺・西洋・邦哈刺等凡三十國、以胡惟庸謀亂、三佛齊乃生間、謀給我使臣至彼。爪哇國王聞知其事、戒飭三佛齊、禮送還朝。是後使臣商旅阻絕、諸國王之意遂爾不通。……初海外諸番莫不來庭、豈意胡惟庸造亂、三佛齊乃生間、謀給我信使、肆行巧詐」とある。

85) 瑞溪周鳳『善隣国宝記』巻中、応永九年書。

国交樹立の問題を究明し、明が日本との国交を樹立する最大の目的が倭寇禁圧のためであったと考えられてきた。ところが、中華の正統を主張する明の視点から見れば、明朝は明初に諸外国へ送った朝貢招来の詔書を対比し検証すると、明日交渉の過程に倭寇問題は確かにあったが、日本の臣服を通じて外部から明の正統性を証明することは、明が日本との国交を樹立する最大目的であったと見られる。

夷狄の元王朝を打倒し成立した明王朝は、元との戦争中に民心を招来するため、華夷思想により「胡虜を駆逐し中華を恢復する（驅逐胡虜、恢復中華）」⁸⁶⁾と主張し、夷狄の元と違う新王朝の中華の正統性を誇示し、四海内外が天命に従って元に臣服しないことを元の非正統性の外部表現とした。明が建国の正統性を証明するためには、四海内外の臣服が不可欠のものであった。このため、明は積極的に諸外国へ使節を派遣し、朝貢招来の詔書に必ず明の正統性を宣伝した。そこで、元と戦って元に臣服しなかった日本は、元に朝貢した他国と比べて特殊の存在であった。太祖は日本が中華の正統性を守るため、元と戦って臣服しなかったと見なした。明は諸国へ送った朝貢招来の詔書に、日本に対して特殊な待遇を与え、「偽の諸国の朝貢情報を作って日本の模倣を促し、倭寇問題の責任を現在の日本王から除外し、使節が殺された事件も緩やかにし」とのように様々な手段を通じて日本の朝貢をできるだけ速く促そうとしたと見られる。『明実録』に見る「日本国王良懐」の初回入貢は、まさに太祖の意に迎合し、日本側の言う明の正統性を証明しようとしたためであろう。日本の朝貢により明の朝貢体制も初めて完成し、朝貢体制の確立に対する日本の重要性が見られる。

日本国王良懐について、太祖は恐らく入明僧と遣日使から日本の南北朝分裂後において南北朝の間に分断され通じていない情報を知った上に、できる速く日本の称臣入貢を招来するために、明朝と連絡し明に臣従する意欲があった懐良親王を日本国王として意図的に認定したと考えられる。懐良を良懐に変えたのは、北朝が来貢すれば、誤認を理由として日本国王の称号を贈る対象を変える時の根拠とするためであったと思われる。

それ以降の明日交渉について、北朝すなわち室町幕府は洪武五年の遣日使克勤・祖闡を通じて初めて明の日本招来を知ったが、太祖の日本招来の本意をうまく理解できなかった。洪武七年に明へ初めて朝貢した時に、明の倭寇禁圧の要求に応じて被虜人を送還したが、臣下の礼を表す表文がなかった。このため、義満の初回朝貢は明に拒否された。明は北朝が日本正君であると認識しても、表文を奉じ明に朝貢した日本正君の親族臣下であった懐良親王の方を日本国王と認定した。

洪武十九年に、太祖は「胡惟庸が林賢という人物を日本へ派遣し援軍を求め、日本が胡惟庸の要求に応じて如瑤を明へ派遣し胡惟庸の叛乱を支援しようとした」との理由により、日本を処罰し、国交を断絶した。従来から注目されていない日本僧侶である如瑤は日本国王良懐の使者ではなく、義満の使節であり、明が意図的に如瑤を日本国王良懐の使者と認定したことである。また如瑤は恐らく洪武十三年十月の遣日使と共に来朝した室町幕府の使節であると推定される。このことから、明は恐らく洪武十九年「林賢事件」を捏造する前に、すでに日本との国交断絶の意を決意した。それは、洪武十三年十月の遣日使の帰国によって知られた南朝の崩壊し得る情報のためであろう。南朝が崩壊すれば、日本を代表して明に朝貢する勢力は北朝のみになる。しかし、北朝は明にとって称臣入貢の目的に満足する勢力ではな

86) 『明太祖実録』巻26、呉元年冬十月丙寅。

く、天下諸国の臣従入貢を中華の正統性の外在表現と標榜した明にとって、明の正統性を損害する恐れがあるとした。明は日本国王良懐の初回の臣従入貢によって正統性を証明した。それ以後の日本の朝貢は重要ではなくなった。そのため、太祖は、南朝の崩壊前に積極的に「謀反の処罰」を理由として日本との国交断絶を決意した。しかし、それ以前に、日本を代表し明との国交を樹立した勢力は日本国王良懐のみであった。このため、太祖は如瑤が日本国王良懐の使節であったと宣言した。

上記のように明初の中日関係は従来指摘されるように倭寇問題は重要ではあったが、元朝と対峙し屈しなかった日本を明の朝貢体制に参画させることの方がより重要であった。明は最初接触した懐良親王との関係成立によって元朝を駆逐した日本を朝貢体制に参画させ、太祖の考える中華の正統性の一画が完成したのである。

